

「まえばしコミュニティ支援事業」
全体進捗管理等業務仕様書（案）

前橋市
令和 6 年 5 月

「まえばしコミュニティ支援事業」全体進捗管理等業務仕様書

1 業務名

「まえばしコミュニティ支援事業」全体進捗管理等業務

2 履行期間

令和6年6月18日（火）から令和7年3月31日（月）まで

3 履行場所

市内及び受託者事業場内等

4 目的

内閣府が推進する「デジタル田園都市国家構想交付金（TYPE3）」の採択を受け本市が構築し、めぶくグラウンド株式会社が管理・運用する「めぶくID」を活用した地域活性プラットフォーム「めぶくコミュニティ」と、地域経済循環を促す電子地域通貨「めぶくPay」について、地域活動団体等におけるコミュニケーションや地域決済の効率化を進めるための機能強化、融合を行う「まえばしコミュニティ支援事業」を実施するのにあたり着実なシステム構築・実装に向けた全体管理及び広報企画支援を行うもの。

◆まえばしコミュニティ支援事業について

○事業の目的

本市の「市民主体の魅力のまちづくり」を進めるためには、自治会やボランティア団体などの地域活動団体等が、主体的かつ持続的に活動できることが重要である。

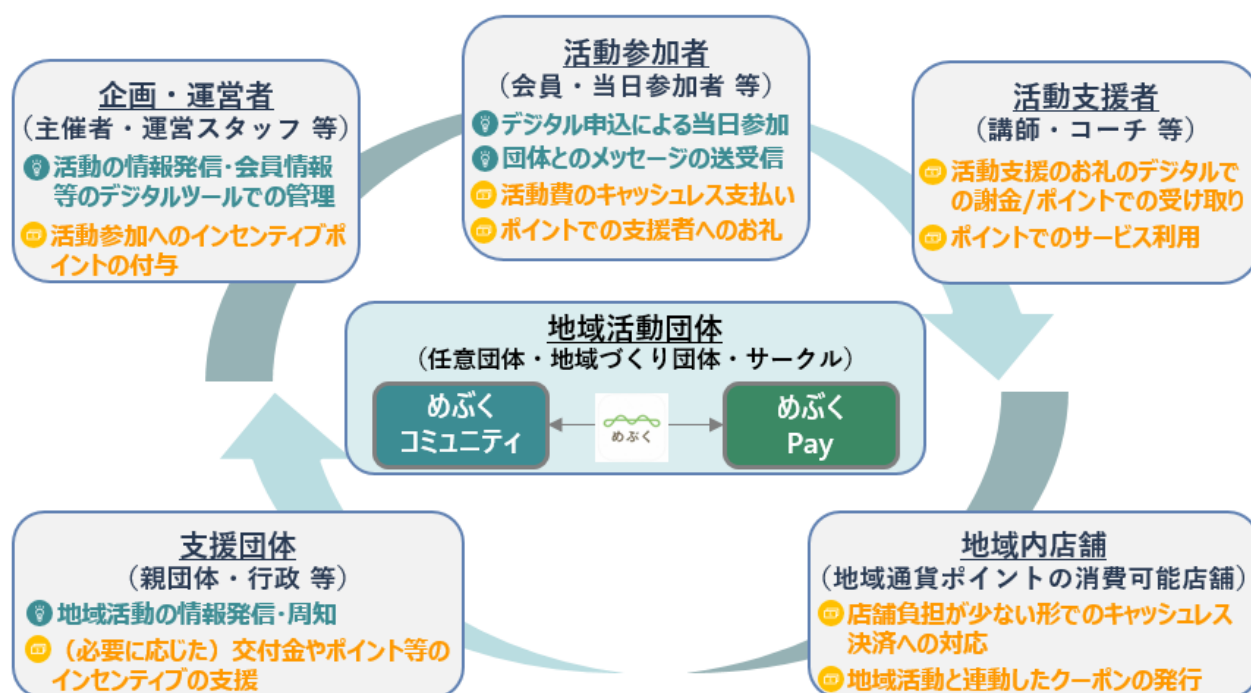
本市においても、高齢化やコミュニティにおける人間関係の希薄化が進むなか、担い手不足による活動の停滞等が課題となっている。一方で、市民アンケートでは約8割の市民が「前橋市で暮らす人の役に立ちたいと思う」と回答しており、適切な周知により多くの市民の地域活動への参画が期待できる。

また、地域活動団体等の多くは、法人格のない任意団体であり、資金や文書等の団体運営管理はアナログで煩雑な部分が多いことが地域活動団体等の運営、存

続を困難にしている要因となっている。

そこで、地域活性プラットフォーム「めぶくコミュニティ」と、地域経済循環を促す電子地域通貨「めぶくPay」の機能を拡充し、地域活動の効率化、活性化が実現できる共通基盤（多くの団体が利用可能な共通プラットフォーム）を構築し、地域活動団体等の効果的な情報発信や、効率的な資金管理を可能にすることで、行政の支援の有無にかかわらず、地域活動団体等が主体的に運営できる環境づくりを目指す。

○事業イメージ



分類	#	具体的な課題	必要と想定される機能
A.情報発信機能 （めぶくコミュニティの機能拡充）	1	地域活動団体の継続と発展のために、対面でのコミュニケーションに加えて、多様なコミュニケーション手段が欲しい	▶ デジタルを使って地域活動団体内でのコミュニケーション（意見交換、意思表示）を可能にするシステム
	2	新規の地域活動団体参加者から長年在籍している参加者への、地域活動団体の運営についての意見や、新規加入者への新たな情報発信等について心理的ハードルが高い	▶ 投稿内容に応じては匿名での意見発信等も可能とする形での情報発信システム
	3	個人情報保護の観点からも、地域活動団体の運営上の個人情報の授受は最低限かつセキュアな管理が求められる	▶ 住所や電話番号・メールアドレスの共有等を必須にしない形での情報発信システム
	4	サークル活動など各種地域活動団体は会員の入れ替わりが多いケースでは、名簿の管理そのものが煩雑化する	▶ 新規での会員登録や会員情報の変更をシームレスに連携可能とする形での情報発信システム
B.地域決済機能 （めぶくPayの機能拡充）	5	団体役員が個人で現金を管理する場面が多いため現金過不足が起こるなど、トラブルにつながる。	▶ 複数人での確認・管理や支払承認のフロー等が構築可能な資金管理システム
	6	金融機関口座で管理していても、支払時は現金を用意する必要がありATMに行くなど口座管理者の負担になる（請求書払いなど後払いの場合はネットバンキングで支払えるけど現金払いのケースも多い）	▶ 現金払いではなく決済システムと連動するような形で支払いが可能となるような加盟店の開拓
	7	会費等を口座振り込みをしている場合、会員名簿の氏名と振込名義人の突合の事務が煩雑（会員になっているのは奥様だけど、振込口座は生活口座として使っている旦那名義の口座のケース等）	▶ 会員にユニークとなるIDを付与する形での管理が可能となるような決済システム
	8	収支管理（記帳、報告書作成（to 行政、親団体、会員など））の手間がかかる	▶ 決済の明細やレポート書類の自動生成等が可能となるような決済システム

○事業の客体

地域活動団体等とは、以下の団体をいう。

- ・自治会等の地域づくり団体
- ・ボランティア団体
- ・スポーツや文化・芸術活動等のサークル活動を行う団体
- ・その他、地域住民により構成され地域に根差した活動を行う団体

○事業スケジュール

別紙1（デジタル田園都市国家構想交付金実施計画（概要抜粋版））に基づき関係団体等と協議をし決定する。

5 業務内容

(1) 全体業務設計・進捗管理

①業務の趣旨

本業務を推進する上で、別に本市が「デジタル田園都市国家構想交付金（TYPE 3）」の採択を受け実施する、まえばしコミュニティ支援事業に係る補助事業及び業務委託事業を円滑に進めるための管理・連携を行う。

また、本市をはじめ、複数の事業者等が関与するため、プロジェクト全体を俯瞰しながら、事業全体の進行管理を行う。

②業務内容

下記ア) からオ) の取組に関して、実施事項 a ～ g を実施すること。

【取組】

- ア) 本業務全体の設計
- イ) 業務全体及び各補助・委託事業の進捗管理及び調整
- ウ) 補助事業に係る市からの補助金支給及び国の交付金請求に係る支援
- エ) 本業務の推進に係る会議体の運営
- オ) 内閣府が示すWell-Being指標に基づく取組の効果測定

【実施事項】

- a. めぶくグラウンド株式会社との連絡調整及びまえばしコミュニティ支援事業に関与する事業者と連携を図り、事業全体のスケジュールを策定し、事業が円

- 滑に進むよう支援するとともに、開発進捗管理・K P I進捗管理等を行うこと。
- b. 構築するサービス間の連携を図るための必要な調整を行うこと。
 - d. まえばしコミュニティ支援事業におけるプライバシーポリシー、サービス利用規約等の作成や、サイバーセキュリティ対策について支援すること。
 - e. 本業務を円滑に進めるための会議体を組織し、運営すること。
 - f. 内閣府によるW e l l - B e i n g 指標に基づいて、アンケートを実施、分析すること。
 - g. 各事業期間をもとに機能強化等のサービスリリース時期を見据えて、全体計画を策定の上、業務の推進を行うこと。

(2) 広報企画管理

①業務の趣旨

まえばしコミュニティ支援事業を中心としたデジタル活用について、市民及び地域活動団体等の理解促進や機運醸成を図るとともに、利用を希望する市民の円滑なサービス利用につなげるため下記ア〜ウについて戦略的な周知広報及び活用支援の企画を行うことで、サービス普及を促進する一助とする。

ア) めぶく I D (活用するサービス含む)

イ) めぶくコミュニティ

ウ) めぶく P a y

②業務内容

まえばしコミュニティ支援事業の目的を踏まえ、多くの市民及び地域活動団体等がサービスを認知し、利用が広まるよう効果的な周知広報及び活用支援企画を行うこと。

ア) 広報計画の提出

現状のユーザの年代、性別、居住地域等の利用状況等を踏まえ、横断的に広報戦略を検討し、以下の広報業務を行う際の効果的な周知広報及び活用支援の計画を策定し提出すること。

- a. 公共施設及び商業施設等における支援窓口設置
- b. モニター団体募集及び活用支援
- c. 地域活動団体等が特に利用する加盟店開拓
- d. ディスプレイ広告やW E B 広告掲載による周知
- e. 活用促進リーフレット作成
- f. その他、本事業に係る効果的な広報、活用支援策の提案

イ) 効果測定

窓口利用者数やWEB広告クリック数、加盟店数等の実績を集計・分析を行い、必要に応じて窓口等の設置場所やターゲティングの見直しを行うとともに以後の業務の参考となるデータを作成すること。

6 個人情報保護及び情報セキュリティ対策

本業務を遂行するにあたり、別紙「個人情報取扱及び情報セキュリティ特記事項」を遵守することとする。

7 各業務・取組の推進に際しての留意事項

提案に際して以下の点に留意の上、推進体制を構築し、提案すること

- (1) 別紙1（デジタル田園都市国家構想交付金実施計画（概要抜粋版））及び本書（別紙2 業務仕様書（案））を踏まえた提案とすること。
- (2) 国（デジタル田園都市国家構想推進事務局等）からの指示等により業務内容や予算配分を見直す必要が生じた場合は、本市と協議の上、対応すること。
- (3) 必要に応じ、各種会議等への出席及び進捗報告等に対応すること。

8 報告

業務終了後、遅滞なく業務完了報告書を提出するものとする。

9 委託料の支払い

業務完了後、業務完了報告書の提出を受け、検査合格後に請求するものとし、当該請求から30日以内に支払うこととする。

10 再委託の禁止

業務を一括して他に委任してはならない。

11 その他

- (1) 受託者は、本市と密接な連携を図ったうえで、効率的・効果的な事業遂行に努めなければならない。
- (2) 本市が提供する資料は、原則として閲覧のみとし、本市の許可なく複写及び第三者への提供を行ってはならない。ただし、本市が認めた場合において、閲覧させることができるものとする。なお、提供資料及び複写した資料は、作業終了後、本市に返却すること。

- (3) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に開示し、または漏洩してはならない。
また、そのために必要な措置を講じること。なお、契約の解除後及び契約満了後も同様とする。
- (4) 契約保証金は免除するものとする。
- (5) 業務の進行上疑義が生じた場合には、本市へ随時連絡し、相談すること。
- (6) 業務の状況等に関する報告は、本市が必要とする場合、速やかに行うこと。
- (7) 上記のほか、契約書及び本仕様書に定めのない事項については、本市と協議して決定するものとする。
- (8) 本プロポーザルは、前橋市令和6年度一般会計予算の成立を条件とする。

12 担当

前橋市未来創造部未来政策課 三吉・高橋

電 話 027-898-6427

メール mirai@city.maebashi.gunma.jp